

土佐清水市

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成27～29年度

計画策定の目的・期間

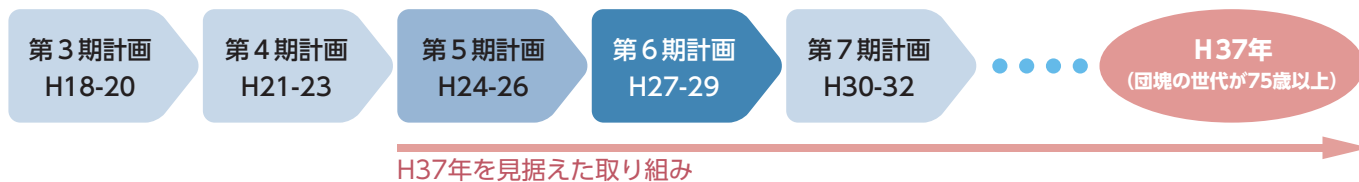
本計画は、老人福祉法の規定に基づく「高齢者福祉計画」と介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

「土佐清水市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【平成27～29年度】」は、団塊の世代といわれる方々が75歳に達する平成37年度までの高齢者の動向や介護需要等をふまえて、新しい地域支援事業等に取り組み、地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりをめざし、医療、介護、予防、住まい、生活支援などの各種施策の内容とサービス量、提供体制を計画し、市民とともに推進していくことを目的に策定します。

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

計画の期間

H26年度までの目標設定



関連計画

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6次総合振興計画 (平成18～27年度)			第7次総合振興計画 (平成28～37年度)		
高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画			高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画		
第2期地域福祉計画 (平成24～28年度)				第3期地域福祉計画 (平成29～33年度)	
障害者計画 (平成24～28年度)				障害者計画 (平成29～33年度)	
第3期障害福祉計画 (平成24～26年度)			第4期障害福祉計画 (平成27～29年度)		

市の現状と課題

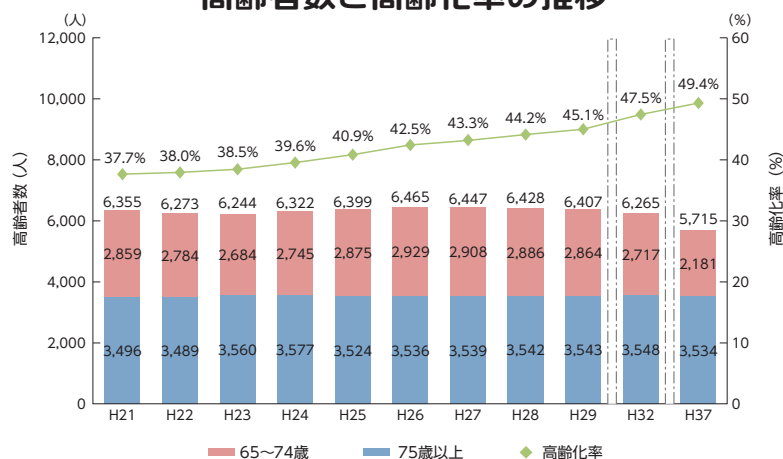
本市の平成26年の人口は、15,218人で高齢者数は6,465人、高齢化率は42.5%となっています。平成37年には、人口は11,565人、高齢者数は5,715人に減少することが予測されていますが、高齢化率は49.4%に上昇すると推計されます。

人口の推移

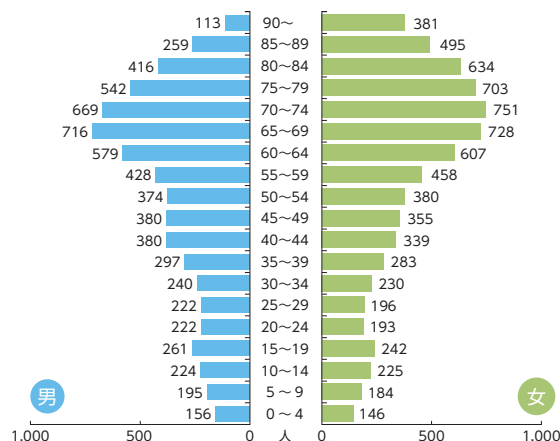
総人口	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
75歳以上	3,496	3,489	3,560	3,577	3,524	3,536	3,539	3,542	3,543	3,548	3,534
65～74歳	2,859	2,784	2,684	2,745	2,875	2,929	2,908	2,886	2,864	2,717	2,181
65歳未満	10,515	10,240	9,974	9,652	9,228	8,753	8,433	8,115	7,798	6,935	5,850

※平成21年～26年は、住民基本台帳9月末の人口数。平成27年～平成37年は、住民基本台帳をもとにコーホートセンサス変化率法で推計している。

高齢者数と高齢化率の推移



人口ピラミッド



団塊の世代が後期高齢者となるまでの今後10年間の動向

人口の動向

- 総人口は、平成37年度にはおよそ11,500人に、高齢化率は49.4%となることが推計されます。
- 後期高齢者の高齢者全体に占める割合では、平成26年度は54.7%であり、平成37年には61.8%になることが推計されます。

世帯の動向

- ひとり暮らしや夫婦のみ、兄弟や親子等の高齢者のみの世帯が増加します。
- 同居世帯でも昼間独居の高齢者世帯が増加します。

要介護等認定者の動向

- 高齢者の認定率は、平成26年度は17.2%であり、平成37年度には18.3%になることが推計されます。
- 後期高齢者になると認知症高齢者率も高くなることから認知症高齢者の増加が見込まれます。

地域の動向

- 高齢者の引きこもりや孤立死等増加する恐れがあります。
- 公共交通が不便な地域があり、後期高齢者が増加すると買い物支援や通院支援等の外出支援のニーズが高くなります。
- 災害時の避難や安否確認が必要な人の増加が見込まれます。

今後10年間の動向及びニーズ調査からの介護予防や健康づくりの課題

- ◆ 高齢者誰もが介護予防事業や地域で行う運動教室等健康づくり活動に、気軽に参加できる体制づくりの推進
- ◆ 転倒予防や運動器の機能の維持・向上、引きこもり防止対策
- ◆ ボランティア等社会参加の促進等によるいきがづくりや、地域での交流の場づくりの推進
- ◆ 高血圧や心臓病、糖尿病、脳卒中等の生活習慣病の予防の推進
- ◆ 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ◆ 住民主体の地域福祉活動による、地域課題や生活課題への対応
- ◆ 地域での見守り・支援活動の促進
- ◆ 認知症の予防、早期発見・早期対応
- ◆ 地域での防災・減災活動の促進

計画の基本的方向

本計画は、基本理念「地域でいきいき あんしん 土佐清水」をめざし、3つの基本目標と7つの基本施策を定めます。

基本理念

地域でいきいき あんしん 土佐清水

地域の将来像

心身ともに健やかに、
生涯いきいきとくらせるまち

だれもが互いに支え合い、
生涯あんしんしてくらせるまち

基本理念

基本目標

基本施策

地域でいきいき
あんしん
土佐清水

病気や要介護状態になっても あんしん土佐清水

医療や介護が必要になっても適切なサービスが利用できるよう、提供体制の充実と質の向上に努めます。

【基本施策1】
介護サービスの充実
【基本施策2】
地域包括ケアの推進

土佐清水型介護予防で 元気に暮らし続ける

介護予防の推進を通じて、要介護状態になることの予防や重度化の防止に努め、健康寿命の延伸を図ります。

【基本施策3】
予防給付の充実
【基本施策4】
介護予防事業の充実
【基本施策5】
社会参加の促進

地域で見守り支え合う 土佐清水

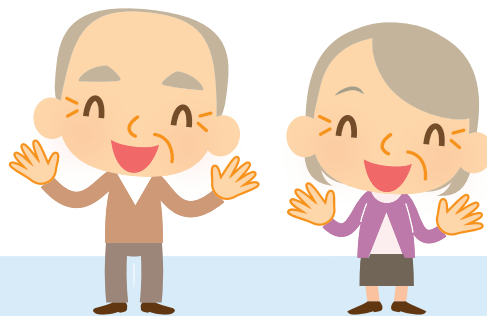
高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、地域での見守り体制づくりや生活支援の充実に努めます。

【基本施策6】
安全・安心な
まちづくりの推進
【基本施策7】
生活支援の充実

本市では、地域包括ケアシステム*の構築を推進していくために、次の事項に重点的に取り組みます。

地域包括ケアシステム…

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活していけるように、高齢者一人ひとりの状態に応じて、「予防」「介護」「医療」「生活支援」「住まい」の5つの支援・サービスを一体的に提供し、地域のさまざまな支援・サービスの仕組みを活用しながら高齢者への支援を行うこと



①住民の主体的な取り組みの推進

いきいきサロン、運動教室等地域や住民が主体となった活動に民生委員児童委員、健康づくり推進員、食生活改善推進員やボランティアが協力しながら、これに加えて行政として介護予防を目的とした各種施策を展開することで、高齢者の健康づくり、生きがいづくりに取り組むとともに、自助、互助、共助、公助による地域での支え合い体制づくりを推進

②在宅医療・介護連携の推進

- 在宅医療・介護連携を推進する体制整備
- 土佐清水在宅医療多職種連携協議会の取り組み等を通して、情報の共有や各関係者の相談等を受けサービス等の調整ができる人材の育成等を進める

③認知症施策の推進

- 初期の段階で認知症の人や家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」の設置等を推進
- 徘徊認知症高齢者を検索する「認知症徘徊情報共有システム」の構築を推進

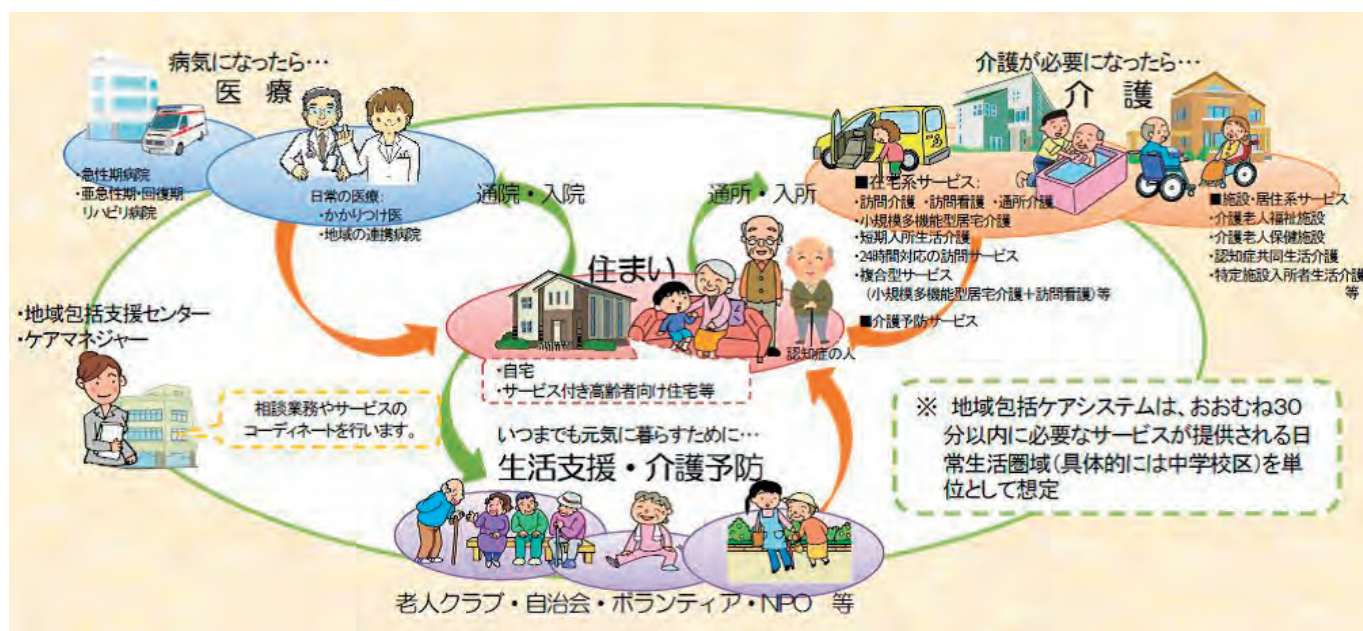
④生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

多様な地域資源を生かして生活支援・介護予防に関するサービスの基盤整備を推進

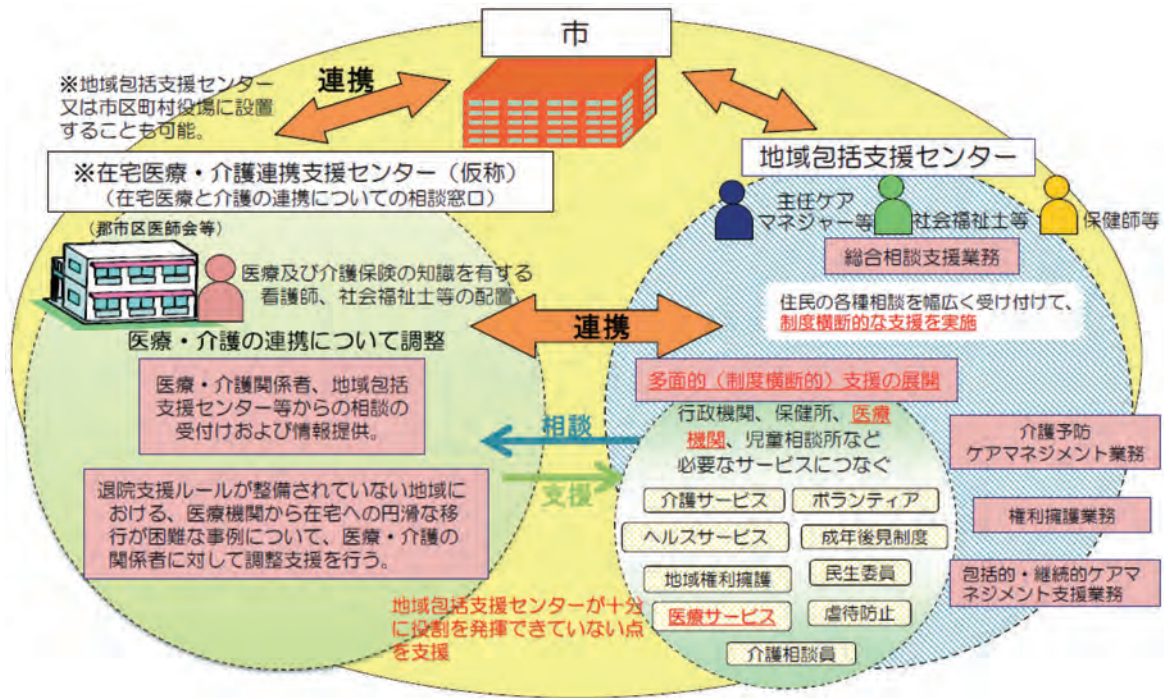
⑤高齢者の居住安定に係る施策の推進

生活指導・相談、安否の確認等を充実させるとともに、共生型サービス拠点等の整備を推進

「地域包括ケアシステム」のイメージ

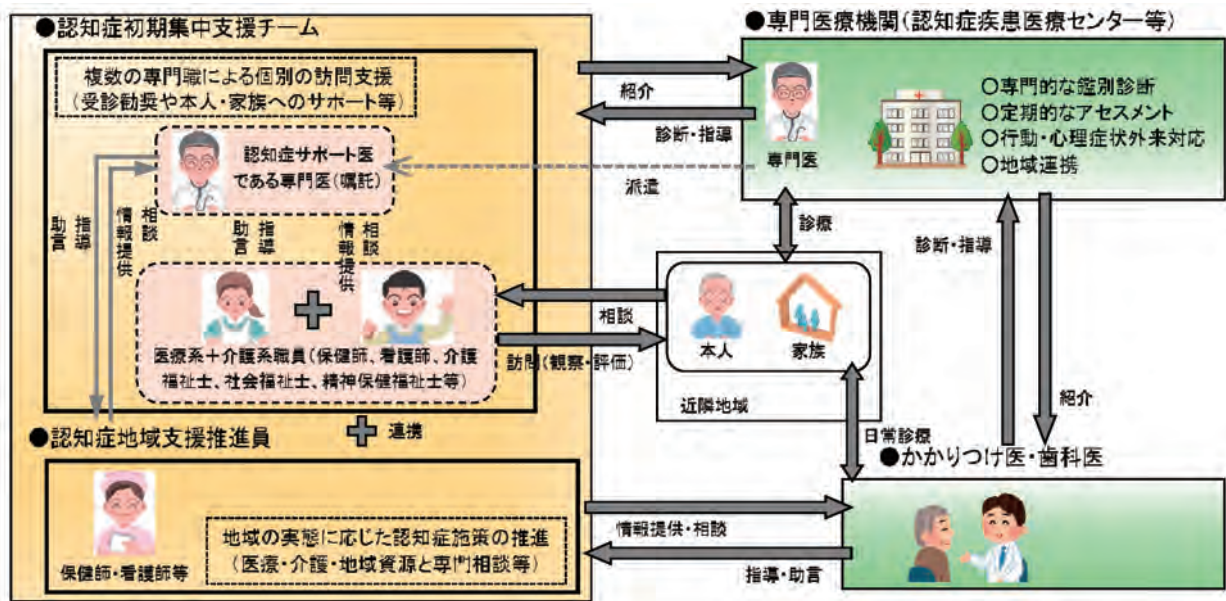


「在宅医療・介護連携支援センターと地域包括センターの役割」のイメージ



「認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員による支援」のイメージ

地域包括支援センター・認知症疾患医療センター等に設置



《認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ》

- ①訪問支援対象者の把握、②情報収集（本人の生活情報や家族の状況など）、③観察・評価（認知機能、生活機能、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子などのチェック）、④初回訪問時の支援（認知症への理解、専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス利用の説明、本人・家族への心理的サポート）、⑤専門医を含めたチーム員会議の開催（観察・評価内容の確認、支援の方針・内容・頻度等の検討）、⑥初期集中支援の実施（専門的医療機関等への受診勧奨、本人への助言、身体を整えるケア、生活環境の改善など）、⑦引き継ぎ後のモニタリング

地域支援事業の改正概要

介護予防・日常生活支援総合事業では、これまでの一次予防（一般高齢者対象）・二次予防（虚弱高齢者対象）の事業対象者区別がなくなり、要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業*1」と、すべての高齢者を対象とする「一般介護予防事業*2」から構成されます。

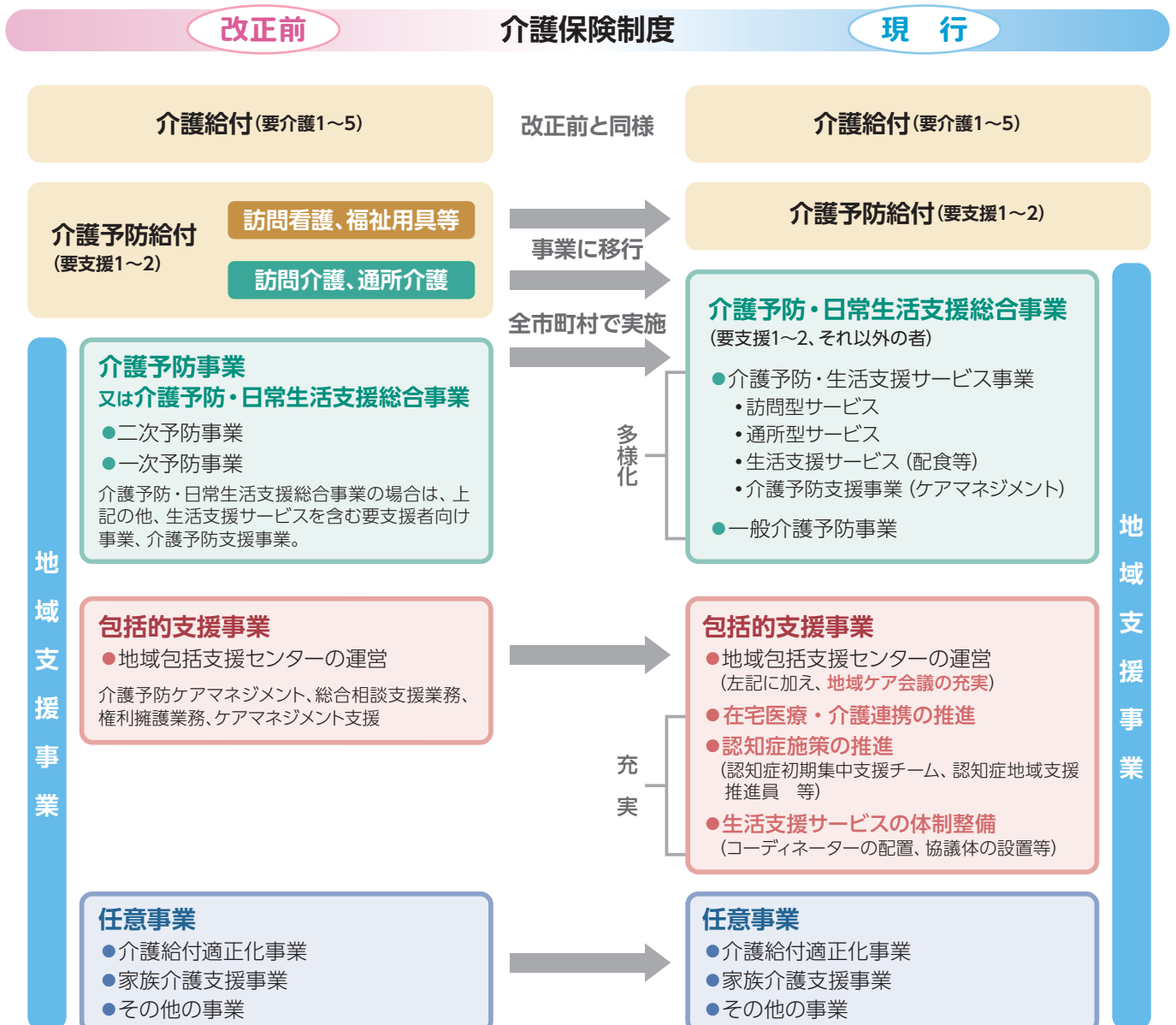
地域住民と連携し、人と人とのつながりを通じて地域での支え合い活動や集いの場の継続的な広がりに取り組み、住民が主体的に生きがいと健康づくりを推進することをめざします。

また、介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護については、介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとされており、本市においては、平成27年度に移行を実施します。



* 1：要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め多様なサービスを行う事業

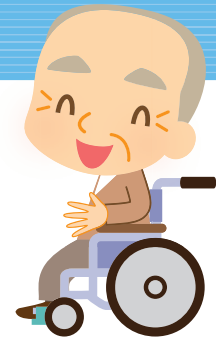
* 2：全ての高齢者を対象に介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持、推進を図る事業



第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料は、介護給付費の推計に基づき、3年ごとに見直すこととなっています。

平成27～29年度の介護保険料は以下のとおり設定します。



介護保険料（年額）の設定

所得段階	基準	基準額に対する割合	年額介護保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者及び、世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.50*	29,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	0.75	43,650円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得と課税年金収入の合計が120万円超の方	0.75	43,650円
第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に課税者がいる方うち、本人の合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.90	52,380円
第5段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に課税者がいる方うち、本人の合計所得と課税年金収入の合計が80万円超の方	1.00	58,200円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	69,840円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	75,660円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	87,300円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が290万円以上の方	1.70	98,940円

※平成27、28年度の第1段階の基準額に対する割合は、公費軽減後は「0.45」となります。それにともなって、年額介護保険料は「26,190円」となります。

第1号被保険者の介護保険料の基準額(月額)

4,850円

お問い合わせ



土佐清水市健康推進課介護保険係

〒787-0392 土佐清水市天神町11-2

電話：0880-82-1254／FAX：0880-82-5599